

第7章 生活環境の整備

1 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」、「登別市都市計画マスタープラン」に即した施策を展開し、障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した公共施設の整備・改善に努めるとともに、障がい者等が外出しやすい環境整備に努めます。

(1) 公共施設の整備・充実

・新規施設の整備

新規に整備する施設については、バリアフリー法や北海道のまちづくり条例に即した整備を行うとともに、障がい者等の意見等を聴きながら、障がい者等にやさしい施設整備に努めます。

・既存施設の改修

既存施設の改修にあたっては、改修時期にあわせ、障がい者等の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した福祉のまちづくり推進のため、「登別市福祉のまちづくり条例」を制定します。

2 住宅・生活環境の整備

障がい者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めるとともに、住宅リフォーム等に対しての各種相談や支援に努めます。

(1) 障がい者等に配慮した公営住宅の建設・改善

公営住宅の建設及び改善にあたっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。

(2) 住宅リフォームヘルパーの利用啓発

障がい者等の住宅改造等の相談について、リフォームヘルパー利用の啓発に努めます。

(3) 障がい者等住宅改造資金貸付（生活福祉資金等）

障がい者等住宅改造資金貸付制度など、各種融資制度の周知に努めます。

3 道路・公園施設の整備

道路・公園等について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

(1) 点字・誘導ブロックの設置

道路整備にあたっては、点字・誘導ブロックの必要な箇所について設置に努めます。

(2) 道路の段差等の解消

道路整備にあたっては、引き続き段差の解消に努めます。

(3) 公園の障がい者用施設の整備

公園の整備にあたっては、トイレのバリアフリー化等、障がい者が利用しやすい施設整備に努めます。

4 移動・交通安全対策の充実

障がい者が安全かつ身体的な負担の少ない方法で、自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めるとともに、各種交通機関への要望については関係機関と連携して働きかけを行ってまいります。

(1) 移動支援事業の充実

障がい者が地域社会へ、積極的に参加していくための移動支援事業の充実に努めます。

また、精神障がい者の公共交通機関等における割引制度の適用について、国等に対し、引き続き働きかけを行います。

(2) 盲導犬取得への助成

盲導犬取得に関する事業の周知と、盲導犬を取得するための費用について助成を行います。

(3) 低床式バス導入の促進

障がい者等が乗りやすい低床式バスの導入を民間バス会社に要請します。

(4) 福祉タクシー利用助成

重度障がい者のタクシー利用に対し、費用の一部を助成します。

(5) 歩道の除雪体制の強化

歩道除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布や特殊舗装化に努めます。

(6) 交通安全施設の整備

音響式信号機、弱者感応式信号機の増設などを関係機関に要望します。

(7) 道路不法占拠物の除去

関係機関と連携し、歩道上の自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。

5 防災・安全対策の充実

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

(1) 避難路・避難所の整備

全ての市民に避難所の周知を図るとともに、障がい者等の安全確保に努めます。

(2) 災害時の救援体制の充実

災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者等（災害時要援護者）に対して、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員等（地域支援者）と市、防災関係機関が連携し支援する登別市災害時要援護者避難支援プランの拡充を図ります。

(3) 緊急通報システムの周知

緊急通信体制の一層の充実を図るため、緊急通報システムの周知に努めます。